

指定認知症対応型通所介護 料金表 (令和6年6月改訂)

＜サービス提供時間 6～7時間＞ ※二重下線部分が変更点です

(山波の家)

1-① 基本報酬

単位:円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	8,800	9,740	10,660	11,610	12,560
利用者負担金(1割)	880	974	1,066	1,161	1,256
利用者負担金(2割)	1,760	1,948	2,132	2,322	2,512
利用者負担金(3割)	2,640	2,922	3,198	3,483	3,768

1-② 基本報酬【サービス提供体制強化加算】

	サービス提供体制強化加算 I (1回につき)
サービス利用料金	220
利用者負担金(1割)	22
利用者負担金(2割)	44
利用者負担金(3割)	66

2 加算対象サービス料金

	入浴介助加算Ⅱ (1回につき)	科学的介護推進 体制加算 (1月につき)	ADL維持等加算Ⅰ又はⅡ (1月につき) Ⅰ 30円かⅡ 60円かは前年事業所実績による	
サービス利用料金	550	400	300	600
利用者負担金(1割)	55	40	30	60
利用者負担金(2割)	110	80	60	120
利用者負担金(3割)	165	120	90	180

3 介護職員等処遇改善加算

※上記合計金額に18.1%の介護職員等処遇改善加算を乗じた金額が加わります。

介護職員等処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。

4 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。

5 その他

○契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(これを償還払いと言います)

○居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

○償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。

○感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から6月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。